

使用前検査申請書

廃炉発官R2第209号  
令和 2年 12月 16日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3  
第7項の規定により、次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 ※ 燃料取扱設備（3号機） 燃料取扱機（大変形用掴み具） 1個  ※実施計画 II.2.11.2.1 主要仕様参照
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和2年12月15日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和2年12月22日 至 令和2年12月25日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和2年12月25日

## 使用前検査終了証即日交付が必要な理由

現在、福島第一原子力発電所3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しを実施している。水素爆発により損傷した原子炉建屋から健全な共用プールへ燃料を移すことは、より安全な場所での保管・管理を行うことであり、3号機のリスクの低減、すなわち、福島第一原子力発電所全体のリスク低減になり、燃料取り出しを確実に進めることは、このリスク低減に繋がると考える。

3号機使用済燃料プール内に保管されている使用済燃料のうち、16体の燃料は把手となる燃料ハンドルの変形を確認している。これらのハンドル変形燃料について、実際にハンドルを把持し数cm程度吊り上げ、取り出しの可否を確認する吊り上げ確認をこれまで行っているが、16体のうち12体は従来より使用している燃料掴み具にて吊り上げ確認を実施しているものの、残りの4体は燃料ハンドルの変形が酷く、把持することが困難である。

このため、大きく変形した燃料ハンドルを把持することが可能な掴み具を新規に製作し、早期に吊り上げ確認を実施する必要がある。

従って、大きくハンドルが変形した燃料4体の取り出しが可能となれば、1日でも早い燃料取り出し完了に向け万全を期することとなり、福島第一原子力発電所全体のリスク低減に寄与することから、使用前検査の受検終了後、終了証の即日交付が必要となる。

以 上

工事の工程に関する説明書

項目	令和2年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
使用済燃料 プールからの 燃料取り出し 設備						
燃料取扱設備(3号機) 燃料取扱機 (大変形用掴み具)						▼
						△ ☆

- : 工事期間
- ☆ : 使用前検査
- △ : 工事完了
- ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

3号機 原子炉建屋（オペフロ）：管理対象区域

事務本館：管理対象区域

別添1： 検査場所図（福島第一原子力発電所構内）

以上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所